平成２４年（フ）第１３９号
鳥取県境港市清水町594番地１
債務者　木村　登志
１　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１４０号
鳥取県境港市元町８番地２
債務者　安倍　壽代
１　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１８７号
山口県下関市貴船町３丁目６番１―503号
エイルヴィラガーデンヒル貴船
債務者　山本　泰樹
１　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
山口県下関市貴船町３丁目６番１―503号
エイルヴィラガーデンヒル貴船
債務者　山本あゆみ（旧姓藤井）
１　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
愛媛県西条市福武甲1666番地１
債務者　資延　正紀
１　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第８８号
福岡県柳川市蟹町48番地６　コーポかにまち２号
債務者　立川　政成
１　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
大分県宇佐市大字閤343番地の１　ルネスアクトⅠ405号
債務者　上谷伊津子
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２４年（フ）第１７４号
福島県郡山市富田町字下西田22番地の１　サンセールアンザイＡ101号
債務者　鈴木　和夫
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
福島県郡山市桑野２丁目19番16号　成田ハイツ207号
債務者　渡邉　　守
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３４５号
福井県南条郡南越前町湯尾第86号５番地の５
債務者　金山　延子
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９５号
福井市月見１丁目２番１号　アップルコート401、旧住所福井県越前市芝原１丁目20番22号
債務者　太田　雄覚
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５４号
福井県敦賀市東洋町８番４―504号
債務者　岸本　妙子
１　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第８２号
兵庫県養父市上箇448番地２　養父広谷上箇鉄筋団地301号室、前住所兵庫県養父市十二所903番地１　メゾン・ル・シエールＡ―２
債務者　松下　真樹
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第３６４号
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地531
債務者　藤井　清二
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６５号
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地531
債務者　藤井　京子
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７０８号
熊本県上益城郡益城町大字小谷507番地
債務者　靏本　勝永
１　決定年月日時　平成25年１月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７２２号
熊本県宇土市宮庄町76番地　宮庄八木第２アパート102、前住所熊本県宇土市北段原町171番地
債務者　中村　清美
１　決定年月日時　平成25年１月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係